

# こんなこと、あっていいものですか！ 福島県が原発避難者から住居を強制的に奪う暴挙！！

3月8日、原発事故で福島から避難し東京・江東区の国家公務員宿舎に住んでいる避難者宅にいきなり、東京地方裁判所の執行官6名が訪れ、「福島県が明渡し強制執行の申立をしたから、(あなたは)1カ月以内に荷物をまとめて出ていくように。さもなければ強制執行する」と宣告していきま

避難者は福島県から東京に母子避難した世帯ですが、福島県が2017年3月に住宅無償提供を打ち切った後に行き場を失って住み続けざるを得ない方です。2020年に福島県は追い出し裁判を起こし、現在は最高裁に上告手続き中です。その最中の出来事でした。

避難者は非正規で働いており、「公営住宅(有償)なら何とか生活していける」と都営住宅入居を求めましたが、福島県は無理な民間賃貸住宅転居を押し付けるだけでした。

原発避難者は日本政府も認めた国際人権法上の「国内避難民」であり、居住権を有しています。一昨

年秋、国連人権理事会から派遣され来日した特別報告者のダマリー氏は、この提訴を「賛成できない。避難者への人権侵害になりかねない」と異例のコメントを発し警鐘を鳴らしました。

国際人権法は「国内避難民」に明け渡しを求めるためには「代替措置の誠実な提供」を条件にしています。この国際標準に従って、福島県は、今すぐ強制執行の申立を取り下げて、自主避難者家族の現状を真摯にヒアリングして、どうしたら「代替措置の誠実な提供」が可能かを具体的に誠実に検討すべきです。皆さんの力で、「ストップ強制執行」の声を広めてください。



2024年3月15日  
住宅追い出し訴訟弁護団  
原発避難者の住宅追い出しを許さない会  
連絡先：小川 [masa2616@jcom.zaq.ne.jp](mailto:masa2616@jcom.zaq.ne.jp)

令和6年(執口)第[ ]号  
令和6年3月8日

### 催告書

[ ] 殿

東京地方裁判所 執行官 常徳 章 敬  
電話 03-5721-0734  
内線 [ ]

- 債権者(申立人) 福島県 から、あなたが占有する本件建物(土地)について、明(引)渡しの強制執行の申立があったので、下記2の期日の前日までに、すべての動産類を搬出して本件建物(土地)から任意に退去するよう催告します。
- 上記期限までに任意に退去しないときは、令和6年4月8日午前(午後)時00分から、本件建物(土地)の明(引)渡しの強制執行を実施します。
- 強制執行実施の際には、あなたや家族(従業員)の方が不在の場合でも、建物等の鍵を開けて立ち入りをし、そこにある動産類をすべて搬出します。  
その際、あなたや家族(従業員)の方がその遺留品を引き取らない場合、その場で売却するか、または倉庫等に一定期間保管した後に売却することになります(保管に要した費用は、あなたの負担となります。)
- 上記強制執行実施の前には、特に貴重品、身のまわり品(生活に必要な衣類など)等を必ず持ち出すようにしてください。

(注意)  
任意退去の際、搬出する動産類(家財道具など)の中に、差押えを受けている物件がある場合は、前もって当職に連絡してください。

債権者(申立人)の連絡先 氏名 鈴木 芳喜 電話 [ ]

署名のQRコード



福島県による避難者に対する強制退去の執行停止を求めるインターネット署名  
お願いします。

### 緊急カンパのお願い

福島県の「住宅追い出し」強制執行に対抗するため、「執行停止」の申立てを行います。これには保証金が必要になります。4月8日が執行予定日です。皆さまのご協力を是非ともお願い致します。  
振込先：原発避難者の住宅追い出しを許さない会  
振込口座：ゆうちょ銀行 11440-2577971  
郵便振替口座番号：00230-8-110127

可能な方は下記へも要請お願いします  
福島県庁知事公室秘書課 TEL:024-521-7009  
(内堀雅雄知事あて) FAX:024-521-7900

原発避難者の住宅追い出しを許さない会 2024.3.15  
ホームページ ; <https://masa2616.wixsite.com/website>